



※出土品の取り扱い

出土品は、報告書を作成して公表するとともに、市教育委員会が保管し、展示・公開・研究資料あるいは教材として活用します。出土品は遺失物法の適用を受け、鹿児島県に帰属します。法律上、土地の所有者は出土品について所有権がありますが、出土品の文化財としての意義をご理解いただき、関係権利を放棄していただくようお願いします。